

D P C 退出審査会の設置について

1 . 目 的

D P C 対象病院から退出する場合の手続のうち、「特別の理由により緊急に退出する場合」は、中央社会保険医療協議会において審査・決定することとしている。

退出に係る審査・決定は、平成 21 年 9 月 18 日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、基本問題小委員会の下に「D P C 退出審査会」を設置し実施することとされたが、審査会委員が未定であったことから、以下の通りとしてはどうか。

2 . 審査会委員（案）

審査会は、支払側 2 名、診療側 2 名、公益側 3 名、全体で 7 名の委員により構成する。

なお、審査会委員は、別添「D P C 退出審査会委員」とする。

3 . 審査会の運用方法

- (1) 基本問題小委員会から審査会へ、退出の可否の審査・決定を委任
- (2) 審査会は原則非公開
(理由) 当該医療機関の経営状況等、機微な情報を取り扱うため
公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるため
- (3) 審査会は、専門的見地から退出の可否を審査・決定し、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (4) 審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知
- (5) 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合、1 回に限り「不服意見書」を提出できる
- (6) 希望があれば当該医療機関の責任者からヒアリングを実施

4 . 不服意見書が提出された場合の取扱い

- (1) 審査会で再審査を行い、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (2) 再審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知

5 . 事務局

庶務は、厚生労働省保険局医療課が行う

D P C 退出審査会委員

支払側委員 2名

- 白川 修二 (健康保険組合連合会専務理事)
北村 光一 (日本経団連社会保障委員会医療改革部会部会長代理)

診療側委員 2名

- 鈴木 邦彦 (日本医師会常任理事)
西澤 寛俊 (全日本病院協会会長)

公益委員 3名

- 印南 一路 (慶應義塾大学総合政策学部教授)
関原 健夫 (財団法人日本対がん協会常務理事)
森田 朗 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

緊急にDPC対象病院から退出する必要がある場合の
中央社会保険医療協議会における手続きについて
(案)

特別の理由があり、診療報酬改定の前年度末以外に、緊急にDPC対象病院から退出する必要がある場合、退出の可否については中央社会保険医療協議会において判断することとなっている。

1. 審査会の設置及びメンバー構成

- (1) 基本問題小委員会の下に「DPC退出審査会（仮称）」を設置する。
- (2) 審査会のメンバー構成は支払側2名、診療側2名、公益側3名、全体で7名とする。

2. DPC退出審査会（仮称）の運用方法

- (1) 基本問題小委員会から審査会へ、退出の可否の審査・決定を委任
- (2) 審査会は原則非公開
(理由)
 - ①当該医療機関の経営状況等、機微な情報を取り扱うため
 - ②公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるため
- (3) 審査会は、専門的見地から退出の可否を審査・決定し、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (4) 審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知
- (5) 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合、1回に限り「不服意見書」を提出できる
- (6) 希望があれば当該医療機関の責任者からヒアリングを実施

3. 不服意見書が提出された場合

- (1) 審査会で再審査を行い、審査結果を基本問題小委員会へ報告
- (2) 再審査結果は、基本問題小委員会へ報告する前に当該医療機関に通知

D P C 対象病院への参加及び退出のルール 等について（案）

1. D P C 対象病院に参加する場合

（1）参加の要件

以下のすべての要件を満たしている場合に認める。

- ① 当該病院が参加の意思があること
- ② D P C 対象病院に参加する直前の 2 年間において、D P C 準備病院の基準をすべて満たしている。

D P C 準備病院の基準

ア. 7 対 1 入院基本料又は 1 0 対 1 入院基本料に係る届出を行っており、急性期入院医療を提供する病院である。

※ 7 対 1 入院基本料又は 1 0 対 1 入院基本料に係る届出を行っていない病院については、満たすべく計画を策定していなければならない。

イ. 診療録管理体制加算を算定している、又は、同等の診療録管理体制を有すること。

※ 診療録管理体制加算を算定していない病院については、算定すべく計画を策定していなければならない。

ウ. D P C の調査に、標準レセプト電算処理マスターに対応した正確なデータを適切に提出している。

エ. 適切なコーディングに関する委員会を設置しており、年 2 回以上、当該委員会を開催している。

- ③ D P C対象病院に参加する時点において、D P C対象病院の基準をすべて満たしている。

D P C対象病院の基準

- ア. 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っており、急性期入院医療を提供する病院である。
- イ. 診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- ウ. D P Cの調査に、標準レセプト電算処理マスターに対応した正確なデータを適切に提出している。
- エ. 過去2年間（10ヶ月）の調査期間の（データ／病床）比が8.75以上である。
 - ※（データ／病床）比については、診療報酬改定毎に、厚生労働省において再集計し確認する。

※ なお、D P C対象病院は、適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催することが義務となる。

(2) 参加の手続き等

診療報酬改定の5か月前までに、厚生労働省に申請し、参加の要件を満たしている場合、当該診療報酬改定の年度当初より認める。

なお、参加が認められた場合には、速やかに患者及び関係者に周知すること。

2. D P C対象病院から退出する場合

(1) 退出の要件

原則として、D P C対象病院の基準のいずれかを満たせなくなった場合

(2) 退出の手続き等

- ・ D P C対象病院の基準のいずれかを満たせなくなった場合は、速やかに厚生労働省に報告し、退出する。なお、ア、イ、ウの基準を満たせない場合は、3か月の猶予期間を設け、3か月を超えてもなお、基準を満たせない場合には退出する。

※ 猶予期間については、マイナスの機能評価係数を算定する。

- ・ D P C対象病院の基準を満たしていても、診療報酬改定の5か月前までにその理由等を添えて厚生労働省に届出を行えば、当該診療報酬改定の前年度末に退出することができる。

※ 届け出られた理由等については、厚生労働省より中医協に報告する。

なお、特別の理由があり、当該診療報酬改定の前年度末以外に、緊急にD P C対象病院から退出する必要がある場合は、退出の認否について、中医協において判断する。

(特別の理由の例)

- ① 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- ② 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合

(3) 退出する病院の周知、データ提供等

- ① 退出する場合は、速やかに患者及び関係者に周知する。
- ② D P C対象病院から退出した病院が継続して急性期入院医療を提供する場合は、退出後2年間、引き続きD P Cの調査データを提出する。

(4) その他

特定機能病院については、閣議決定により包括評価を実施することが定められており、D P C対象病院から退出することができないため、再度基準を満たすまでの間、マイナスの機能評価係数を算定する。